

改正

平成25年7月3日

平成26年7月2日改正第64号

令和2年12月24日改正第181号

令和3年7月7日改正第119号

令和5年3月15日改正第101号

令和7年2月19日改正第23号

令和7年4月3日改正第71号

学校法人東北学院における省エネ対策に関する規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 エネルギー管理統括者等の体制（第4条—第6条）

第3章 省エネ対策委員会（第7条—第12条）

第4章 省エネ実施委員会（第13条—第17条）

第5章 協議、報告、周知等（第18条—第20条）

第6章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づき、学校法人東北学院（以下「本院」という。）におけるエネルギーの使用の合理化（以下「省エネ」という。）を推進するための組織、運営等について必要な事項を定め、もって地球温暖化対策に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものをいう。

（1）エネルギー 省エネ法第2条で定める燃料並びに熱及び電気

- (2) キャンパス等 省エネ法第3条で定める工場等としての、土樋キャンパス、五橋キャンパス、泉キャンパス、中学校・高等学校、榴ヶ岡高等学校及び幼稚園
- (3) エネルギー管理統括者 省エネ法第8条で定めるエネルギー管理統括者
- (4) エネルギー管理企画推進者 省エネ法第9条で定めるエネルギー管理企画推進者
- (5) キャンパス等省エネ推進責任者 キャンパス等における省エネ推進の責任者
(エネルギー使用者の責務)

第3条 本院においてエネルギーを使用する教職員、学生、生徒、園児及び関係業者は、本院が定める省エネ対策に従い、省エネに努めなければならない。

第2章 エネルギー管理統括者等の体制

(エネルギー管理統括者)

第4条 本院にエネルギー管理統括者を置き、常任理事（総務担当）をもって充てる。

2 エネルギー管理統括者は、本院における省エネ対策について統括する。

(エネルギー管理企画推進者)

第5条 本院にエネルギー管理企画推進者を置き、施設部長をもって充てる。

2 エネルギー管理企画推進者は、本院における省エネ対策の推進に関する業務を総括処理する。

(キャンパス等省エネ推進責任者)

第6条 本院にキャンパス等省エネ推進責任者を置く。

2 キャンパス等省エネ推進責任者は、土樋キャンパス、五橋キャンパス及び泉キャンパスにあつては総務課長を、中学校・高等学校、榴ヶ岡高等学校及び幼稚園にあつては事務長をもって充てる。

3 キャンパス等省エネ推進責任者は、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の業務の執行を補助するものとする。

第3章 省エネ対策委員会

(省エネ対策委員会)

第7条 本院に、学校法人東北学院省エネ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第8条 対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 省エネ法に基づく年度計画に関すること。
- (2) 省エネ法に基づく中長期計画に関すること。
- (3) 省エネ法に基づく管理標準等に関すること。
- (4) 省エネ推進の啓発及び周知に関すること。

(5) その他省エネ推進に必要な措置に関すること。

(組織)

第9条 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) エネルギー管理統括者
- (2) エネルギー管理企画推進者
- (3) キャンパス等省エネ推進責任者
- (4) 常任理事（財務担当）
- (5) 副学長（総務担当）
- (6) 中学校・高等学校及び榴ヶ岡高等学校の副校長 各1人
- (7) 幼稚園教頭
- (8) 法人事務局長、法人事務局次長、庶務部長、財務部長及び広報部長
- (9) 学長室長、総務部長、研究支援部長、学務部長及び学生部長

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を対策委員会に陪席させることができる。

3 対策委員会は、年1回以上開催するものとする。

4 対策委員会の委員長は、エネルギー管理統括者をもって充てる。

5 対策委員会は、対策委員会の委員長が総理する。

(定足数及び議決)

第10条 対策委員会の成立数は、構成員の過半数とし、議決については、出席した委員の過半数をもって行い、賛否同数の場合は、対策委員会の委員長の決するところによる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指定された者がその職務を代行する。

(委嘱)

第11条 対策委員会の委員は、理事長が委嘱する。

(任期)

第12条 対策委員会の委員の任期は、当該の職に在任する期間とする。

第4章 省エネ実施委員会

(設置)

第13条 対策委員会の下に、キャンパス等における省エネを積極的かつ効果的に推進するため、学校法人東北学院省エネ実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

(組織)

第14条 実施委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) エネルギー管理統括者
- (2) エネルギー管理企画推進者
- (3) キャンパス等省エネ推進責任者
- (4) 土樋キャンパス

ア 庶務課長、財務課長、施設課長、キャンパス整備課長、広報課長、政策支援 I R 課長、研究支援課長、教務課長及び学生課長

イ 施設・設備担当職員

- (5) 五橋キャンパス

施設課課長補佐、総務課課長補佐、教務課課長補佐及び学生課課長補佐

- (6) 泉キャンパス

施設課長、教務課長及び学生課長

- (7) 中学校・高等学校事務長補佐

- (8) 榴ヶ岡高等学校事務長補佐

- 2 委員長は、必要と認めるときは、本院においてエネルギーを使用し、又は管理する業者その他委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 実施委員会は、実施委員会の委員長が必要と認めるときに、随時開催するものとする。
- 4 実施委員会の委員長は、エネルギー管理統括者をもって充てる。
- 5 実施委員会は、実施委員会の委員長が総理する。

(定足数及び議決)

第15条 実施委員会の成立数は、構成員の過半数とし、議決については、出席した委員の過半数をもって行い、賛否同数の場合は、実施委員会の委員長の決するところによる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。

(委嘱)

第16条 実施委員会の委員は、理事長が委嘱する。

(任期)

第17条 実施委員会の委員の任期は、当該の職に在任する期間とする。

第5章 協議、報告、周知等

(関係委員会との協議等)

第18条 委員長は、必要と認めるとき又は要請があったときは、関係する委員会との協議、報告等適切な措置を取らなければならない。

(理事長への報告)

第19条 対策委員会の委員長は、対策委員会において策定した重要な事案について、速やかに理事長に報告しなければならない。

(省エネ推進の周知)

第20条 対策委員会は、本院における省エネ推進のための施策を定めたときは、その旨を遅滞なく教職員、学生等に周知しなければならない。

第6章 雑則

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、法人事務局施設部施設課において処理する。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、対策委員会の議を経て、理事会において行うものとする。

附 則

この規程は、平成22(2010)年11月10日から施行する。

附 則 (平成25年7月3日)

この規程は、平成25年7月3日から施行し、平成25(2013)年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年7月2日改正第64号)

この規程は、平成26年7月2日から施行し、平成26(2014)年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年12月24日改正第181号)

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則 (令和3年7月7日改正第119号)

この規程は、2021年7月7日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月15日改正第101号)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月19日改正第23号)

この規程は、2025年2月19日から施行する。

附 則 (令和7年4月3日改正第71号)

この規程は、2025年4月3日から施行し、2025年4月1日から適用する。